

京都大学東京オフィス規程及び京都大学東京オフィス事務室要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学東京オフィス規程</b> (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第8条 東京オフィスの開館時間は、<u>午前10時</u>から午後8時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議室等の使用)</p> <p>第9条 会議室は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1) 本学又は部局の会議、式典その他の行事</p> <p>(2) 第4条第1号、第2号、第4号又は第5号に該当する者が主催若しくは共催又は幹事等となりその開催に関与する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事</p> <p>(3) その他管理責任者が適当と認める行事</p> <p>2 前項に定めるもののほか、管理責任者が特に必要と認めた場合は、ラウンジを前項各号に掲げる行事に使用することができる。</p> <p>(会議室等の使用時間)</p> <p>第10条 会議室及び前条第2項の規定により使用する場合のラウンジ(以下「会議室等」という。)の使用時間は、<u>午前10時</u>から午後8時までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>総務部渉外課</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第8条 東京オフィスの開館時間は、<u>午前8時30分</u>から午後8時までとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(会議室等の使用)</p> <p>第9条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(同 左)</p> <p>(3)</p> <p>2</p> <p>(会議室等の使用時間)</p> <p>第10条 会議室及び前条第2項の規定により使用する場合のラウンジ(以下「会議室等」という。)の使用時間は、<u>午前9時</u>から午後8時までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p>
<p><b>京都大学東京オフィス事務室要項</b> (平成21年12月16日総長裁定)</p> <p>第1 京都大学東京オフィス(以下「東京オフィス」という。)において次の各号に掲げる業務を行うため、東京オフィスに事務室を置く。</p> <p>(1) 東京及びその周辺地区における情報の収集・発信</p> <p>(2) 総長、理事及び事務本部並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援</p> <p>(3) 東京オフィスの維持管理及び運営</p>	<p>第1</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>東京オフィス及び京都アカデミアフォーラム</u>の維持管理及び運営</p>

改正前	改正後
<p>(4) その他総長又は管理責任者が必要と認める事項</p> <p>第2 事務室に室長を置き、必要に応じて副室長又は室員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 室員は、<u>総務部渉外課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(4) }  第2 } (同 左)  2～4 }  5 室員は、<u>研究推進部産官学連携課</u>の職員のうちから総長が任免する。  6 (同 左)</p> <p>附 則  この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>